

学 位 論 文 題 名

「一事不再理効の再構成－コラテラル・エストoppel
(collateral estoppel) の観点から」

学位論文内容の要旨

我が国の一事不再理効の客観的範囲は、訴因変更の可能性を画する公訴事実の同一性（刑訴法 312 条 1 項）に依存してきた。しかし、最近では、訴因変更が不可能であったときでも再訴が禁止されるべき場合もあることが意識されている。筆者はかかる傾向の理論的裏付けを目指す。

アメリカの民訴法には、レス・ジュディカータ（res judicata）という原理があるが、その理論的根拠は判決の終局性（finality）の維持である。この原理は、社会の平穩を維持する政策目的と訴訟当事者を訴訟の重複から保護する政策目的を有するが、民訴法においては、前者が強調される。この原理は、判決の終局性を維持するために、混合効（merger）、遮断効（bar）、コラテラル・エストoppel（collateral estoppel）、ダイレクト・エストoppel（direct estoppel）の四つの効力を包括している。混合効と遮断効は、ある訴訟原因（cause of action）について実体的終局判決が下された以上、同じ訴訟原因についての再訴そのものを一切禁止する終局判決の効力である。混合効は原告勝訴の場合であり、原告の訴訟原因はその勝訴判決に吸収されてしまう。遮断効は被告勝訴の場合であり、原告が被告に対して同じ訴訟原因について訴を起すことは禁止される。コラテラル・エストoppelとダイレクト・エストoppelは、前訴で実際に判断を下されてしまった争点（issue）を後訴で再度争うことを禁止する。争点は、審判対象としての訴訟原因とは異なる。前者は、前訴と後訴の訴訟原因が異なっている場合で、後者は、前訴と後訴の訴訟原因が同一である場合である。

ダブル・ジュパディ（double jeopardy）は前述の遮断効の一形態である。この原理も、判決の終局性の維持という根っこの部分では遮断効と同じであるが、こと刑事訴訟になると、国家訴追権限の濫用からの被告人の保護が強調された。ダブル・ジュパディの客観的範囲を画する基準は「異なる要素の基準（distinct elements test）」であったが、この基準は、前訴と再訴のそれぞれの犯罪の法律規定の要素（element）に着目し、一方の法律がもう片方の法律が証明を要求していない要素の証明を要求している場合は、別個の犯罪とみなして再訴を許容していくのである。現代のアメリカでは犯罪類型が数千も存在するため、この基準だけでは、被告人を十分に保護できないという問題がある。

コラテラル・エストoppelの起源はゲルマン法にさかのぼる。この原理は、元々は判決の効力でもないし、終局判決の有無などとは無関係であり、訴訟当事者が自ら主張したり自白したと矛盾する主張をすることを禁止する禁反言であった。そこへ終局判決の有無を重んじる混合効や遮断効が導入されることで、この禁反言は終局判決の効力に取り込

まれていった。そして、訴訟当事者が前訴の判断と矛盾した主張を再訴であることを禁止することによって、再訴での訴訟活動を制限して、判決の終局性の維持に寄与したのである。この禁反言はアメリカに渡ると、判決の効力として理解される傾向が強まり、コラテラル・エストoppelと命名された。この原理は、刑訴法に導入されると、裁判所の矛盾した判断の禁止というよりはむしろ、検察官が前訴と同じ争点を再訴において被告人の不利益に蒸し返すことを禁止する性質が強調された。そして、連邦最高裁はこの原理をダブル・ジュパディ条項に取り込み、従来の「異なる要素の基準」では被告人を再訴から保護できない場合に、この原理を補足的に用いて再訴を禁止していく道を開いたのである。

わが国においては、訴因制度が導入された戦後になって、裁判の判断内容の不可変更性としての拘束力がつとに意識されるようになった。一事不再理効は既判力から独立して、憲法上の人権として再構成され、残された既判力こそが、前訴の判断内容の後訴に対する拘束力と考えられるようになった。当初は、実体裁判が下されたとき再訴遮断効として一事不再理効が働くからそれだけで十分であり、拘束力は理論上のものにしか過ぎないと考えられていた。しかし、訴因変更の可能性によって画されている従来の一事不再理効が働かずに再訴が許容された場合、その再訴の中で行われるべき判断に対する拘束力が存在するのではないかという問題提起がなされた。そして、かかる拘束力を被告人の利益のために片面的に構成しようとする試みがなされてきたが、拘束力の根拠を裁判の意思表示内容の効力としての既判力に求める以上、それは被告人の利益や不利益にかかわらず双面的に働くべきものであり、かかる片面的構成には無理があった。そこで筆者は、かかる片面的構成を実現するためには、拘束力の根拠を憲法 39 条に基く一事不再理効に求めていくべきであると考えた。このように一事不再理効に根拠をもつ拘束力こそが、アメリカにおいてダブル・ジュパディ条項に取り込まれていったコラテラル・エストoppelに相当するのである。コラテラル・エストoppelとは、従来の既判力から独立して憲法 39 条の一事不再理効に根拠をもつ拘束力なのであり、一事不再理効の付随的効力なのである。そもそも拘束力は、裁判所の矛盾した判断を禁止するためのものであったが、それが一事不再理効に取り込まれれば、裁判所が矛盾した判断をすることが禁止されるというよりも、むしろ前訴で既に判断された争点を再訴において被告人の不利益に不当に蒸し返すことの禁止が重視される。筆者は、このコラテラル・エストoppelの観点から、訴因変更の可能性によって画されている従来の一事不再理効を問い直したいのである。コラテラル・エストoppelの具体的な適用の仕方は、前訴においてどのような争点が問題になったかをまず判断して、その争点が再訴においても問題とされるか否かを検討するのである。再訴においても問題とされるならば、コラテラル・エストoppelは、検察官がその争点について立証活動をするのを禁止するのである。その結果、検察官はその再訴を維持する実益を失い、結局は再訴が禁止されることにつながるのである。再訴の審判対象が前訴の審判対象と公訴事実の同一性の範囲内、すなわち訴因変更の可能性の範囲内にある場合は、従来の一事不再理効で事足りるが、それが及ばない場合は、一事不再理効の付随的効力としてのコラテラル・エストoppelが効果をもつ。筆者は、一事不再理効の客観的範囲を決める基準として、公訴事実の同一性の基準は維持した上で、コラテラル・エストoppelを第二の基準として補足的に用いていくことを提案する。それは、アメリカのダブル・ジュパディにおいて、従来の「異なる要素の基準」が被告人の保護に不十分であるのでコラテラル・エストoppelが導入されたことと同じである。この原理は、公訴事実の同一性がどのように解釈されようが、審判対象が訴因であるという前提を覆すことなく、訴因変更の可能性の枠を超えて被告人を保護する現代的必要性を満たすことができると考える。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 能 勢 弘 之
副 査 教 授 白 取 祐 司
副 査 教 授 高 見 進
副 査 客員教授 登 石 郁 朗

学 位 論 文 題 名

「一事不再理効の再構成－コラテラル・エストoppel (collateral estoppel) の観点から」

わが国の一事不再理効の客観的範囲は、訴因変更の可能性を画する「公訴事実の同一性」の理論に依存してきた。しかし、最近の学説は、訴因変更が不可能なときであっても、再訴が禁止されるべき場合があることを自覚するようになり、また、その旨の主張もされている。しかし、その理論化に成功したといえる学説は、いまだ見当たらない。本論文は、かかる学説の問題意識の理論的裏付けを、アメリカ法の「二重の危険」の理論、とりわけコラテラル・エストoppelの法理に求めることが可能かつ有効ではないか、という問題意識の下に行われた、本格的な比較法研究である。

本論文は、まず、アメリカ法のダブル・ジュパディ（二重の危険）とコラテラル・エストoppel、およびそれらの原型であるレス・ジュヂカータ（res judicata）を取り上げ、詳細な検討の上、以下の点を明らかにした。①アメリカ民事訴訟法には、レス・ジュヂカータという原理があり、この原理は判決の終局性を維持するために、混合効、遮断効、コラテラル・エストoppel、ダイレクト・エストoppelの4つの効力を包摂している。混合効と遮断効は、ある訴訟原因（cause of action）について実体的終局判決が下された以上、同じ訴訟原因について再訴そのものを一切禁止する終局判決の効力である。コラテラル・エストoppelとダイレクト・エストoppelは、前訴で実際に判断を下されてしまった争点（issue）を後訴で争うことを禁止する。争点は、審判対象としての訴訟原因とは異なる。前者の争点は、前訴と後訴の訴訟原因が異なっている場合にはたらく点に、特徴がある。②刑事法では、前述の遮断効の一形態であるダブル・ジュパディ（double jeopardy）の原理が適用され、被告人保護の側面が強調される。この原理の適用にあたって問題になる「同一の犯罪（same offense）」の解釈の基準としては、ブロック・バーガー・テスト、すなわち「異なる要素の基準（distinct element test）」が確立している。しかし、このテストにおいては、前訴と再訴のそれぞれの犯罪規定の要素に着眼し、一方の法律が他方の法律の要求していない要素の証明を要求している場合は、別の犯罪とみなして再訴を許容する。そのため、この基準だけでは、被告人を再訴から十分保障できないという問題を生じる。③

ゲルマン法に起源をもつ「禁反言」の法理は、アメリカに渡ると判決の効力として理解される傾向が強まり、コラテラル・エストoppelと命名さる。これが刑訴法に導入されると、裁判所の矛盾した判断の禁止というよりは、むしろ検察官が、前訴と同じ争点を再訴において被告人の不利益にむし返すことを禁止する性質が強調された。そして、連邦最高裁は、この原理をダブル・ジュパディ条項に取り込み、従来の「異なる要素の基準」では被告人を再訴から保護できない場合に、この原理をダブル・ジュパディのいわば「付随的」効力として、補足的に用いて、さらに再訴を禁止していく途を開いたのである。

以上のような考察を踏まえ、本論文は、次に、わが国の問題状況を概観し、裁判内容の後訴に対する拘束力の片面的構成を提唱する。その理論的根拠として、拘束力は、憲法 39 条の一事不再理効に基礎をもつものであり、そしてこの一事不再理効に根拠づけられた拘束力こそ、アメリカ法においてダブル・ジュパディ条項に取り込まれていったコラテラル・エストoppelに相当する。換言すれば、コラテラル・エストoppelは、従来、二重の危険と無関係な判断内容の効力とされていたが、実は憲法 39 条の一事不再理（二重の危険）に根拠をもつ拘束力なのであり、いわば一事不再理効の付随効なのである。だとすれば、これまで「公訴事実の同一性」を欠くとされた一定の場合にも、「争点」について、一事不再理効の付随的効力であるコラテラル・エストoppelを及ぼすことが可能になる。

アメリカの「二重の危険」条項をめぐる議論は、そこから示唆をえた日本国憲法 39 条をもつわが国にも、有益な比較法的視座を与えてくれる。本論文は、重要性が意識されながら、近年、本格的研究の乏しかったアメリカにおける「二重の危険」の判例・学説等の動向を詳細に跡づけた比較法研究として、学界に貢献するものと思料される。とくに、二重の危険の付随的効力と位置づけられたコラテラル・エストoppelの意義と機能に着目し、わが国の一事不再理効の理論、とりわけ拘束力の理論の再構成を試みる。本論文の提唱する個別的問題に関する解釈論は、今後より精緻化が求められるところではあるが、以上述べた点からすれば、近時停滞気味のわが国の既判力（拘束力）論に一石を投じるものとして、審査委員会は、全員一致をもって、本論文が博士（法学）に値すると判断した。